

会員各位

一般社団法人山口県理学療法士会
会長 宮野 清孝
研究支援部長 中崙 大貴

2025年度研究助成制度公募についてのお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
この度、下記の要領で研究助成を公募いたします。別紙の助成金支給に関する規定をご確認の上、応募いただきますよう、お願い申し上げます。

謹白

記

1 公募目的

理学療法また理学療法学の発展のため、特にその基礎となる学問領域における研究等を奨励し、支援する

2 応募件数および助成金

3件、1件当たり3万円を上限とする。(学会発表に関わる旅費等は別途支給)

研究に必要な費用(消耗品費、機材購入費、打ち合わせ経費、被験者への謝礼、研究に関連する図書購入・文献収集に要した費用等)に対し助成を行う。

3 応募方法

①申請書(wordファイル)に記載しE-mailにて以下の申込先に申請する。

※山口県理学療法士会ホームページにて申請書をダウンロードし取得する。

②申請書に記載し事務局宛に郵送で申請する。

【申込先】

<山口県理学療法士会 研究支援部>

〒745-8510 山口県周南市東山町6-28

オープンシステム 徳山医師会病院 リハビリテーションセンター 長富 章浩 宛

Tel 0834-31-2350 fax 0834-31-1623 mail harufuyu777@yahoo.co.jp

4 応募期間 : 受付開始 2025年6月1日(日)

受付終了 2025年9月30日(火)

※審査後、採択の可否を通知致します。

5 研究助成該当者の責務

1)助成金支給の対象となった研究の完了

2)助成金の使途に関する記録と領収書等の証拠書類の保管

3)第38回中国ブロック理学療法士学会(山口開催)での発表

4)成果を記載した実績報告書の提出(発表後2ヶ月以内)

問い合わせ先

徳山医師会病院 リハビリテーションセンター 長富 章浩 (TEL:0834-32-5363)

一般社団法人山口県理学療法士会
理学療法学基礎研究等の助成金支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、理学療法また理学療法学の発展のため、特にその基礎となる学問領域における研究等を奨励し、支援するための助成金支給に関する事項について定める。

(助成金支給の対象)

第2条 助成金支給の対象は、原則として山口県理学療法士会に主たる籍を置く会員がおこなう理学療法また理学療法学に関する基礎的な学問領域の研究等とする。

(助成額と件数)

第3条 年間の助成金額は、3万円とする。

- 2 年間の助成件数は、原則として3件までとする。
- 3 学会発表にかかる旅費等は別途支給する（JR換算実費分）。

(助成金支給の期間)

第4条 助成金支給の期間は、原則として当年度のみとする。

- 2 前項にかかわらず、研究の期間が複数年度にわたる場合や、助成金を複数年度にわたって受けようとする場合は、理事会の承認が必要である。

(助成金の申請)

第5条 助成金を受けようとする者は、本会ホームページよりダウンロードした所定の申請用紙に必要事項を記入し、期日までにE-mail、又は郵送にて本会事務局へ申請しなければならない。

(助成金支給の決定)

第6条 助成金支給者の決定は、生涯学習局担当理事・研究支援部員における事前審査の内容と結果を参考に、理事会の議決によりおこなう。

- 2 生涯学習局における事前審査については、生涯学習局会議において、提出された申請書および関連資料等を厳正に審査の上、その内容と結果を事前審査報告書として理事会に提出するものとする。

(助成金の交付)

第7条 前条に基づいて決定された助成金を受ける者（以下、受給者）への助成金の交付は、その全額を受給者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(承認等の事項)

第8条 受給者は、以下の各号の1に該当するときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得なければならない。

- (1) 助成金支給の対象となった研究等を中止または延期しようとするとき
- (2) 助成金支給の対象となった研究等が予定の期間内に終了しないとき
- (3) その他、助成金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき

(受給者の責務)

第9条 受給者は、以下の責務を果たさなければならない。

- (1) 助成金支給の対象となった研究等の完了
- (2) 助成金の使途に関する記録と領収証等の証拠書類の保管
- (3) 翌年の中国ブロック理学療法士学会での発表
- (4) 成果を記載した実績報告書の提出（発表後2ヶ月以内）

(出版物等)

第10条 受給者は、助成金支給の対象となった研究等に関連して作成する成果物および新聞、マスコミ等への発表時には、当該研究等が本会の助成金を受けた旨を明記するとともに、そのものの写し等を提出しなければならない。

(助成金支給の取り消し)

第11条 助成金を他の目的に使用した場合、その他会長が不適当と認めたときは、理事会の議決を得て、助成金支給の決定を取り消すことができる。

- 2 前項による取り消しをおこなう場合は、文書により通知するものとする。
- 3 前項による取り消しを受けた者で、既に助成金の交付を受けている場合は、取り消し決定通知の日か

ら起算して 30 日以内にその金額を返還しなければならない。

(委 任)

第 14 条 この規程に定めのない事項については、理事会の議決によりこれを決定する。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程を変更し、また廃止する場合は、理事会の議決を要する。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

山口県理学療法士会研究支援部による助成金公募

会員の研究活動への積極的な参加の促進に加え、一人職場や研究機関等以外の施設に勤務する若手会員の科学的思考の育成、研究活動を通じた他施設間での連携体制の充実を図ることなどを目的とし研究助成金を給付いたします。会員各位の積極的な応募を期待しています。

【研究助成の Q&A】

Q.1 助成金対象は？

理学療法領域で営利目的でない萌芽性、新規性および独創性のある内容をもった研究であれば特に問いません。

Q.2 応募資格は？

研究代表者または発表者が山口県理学療法士会所属の方となります。

Q.3 助成金額はいくら？

助成金額は3万円です。学会発表に関わる旅費等は別途支給します(JR 換算実費分)。

Q.4 助成件数は？

原則3件とします。

Q.5 助成を受けた場合は何をするの？

- 1) 助成金支給の対象となった研究の完了
- 2) 助成金の使途に関する記録と領収書等の証拠書類の保管
- 3) 翌年の中国ブロック理学療法士学会での発表
- 4) 成果を記載した実績報告書の提出(発表後2ヶ月以内)

Q.6 助成金の使い道は？

研究に必要な費用(消耗品費、機材購入費、打ち合わせ経費、被験者への謝礼、研究に関連する図書購入・文献収集に要した費用等)に使用してください。

Q.7 どうやって選考するの？

生涯学習局担当理事、研究支援部員が事前審査を行い、その内容・結果を参考に理事会の議決により決定します。選考結果については、採否通知結果を送付します。

Q.8 今後のスケジュールは？

応募期間:2025年6月1日～2024年9月30日
選考期間:2025年10月1日～2025年11月1日
研究発表:2026年8月29～30日 松江市(予定)
発表報告:第39回中国ブロック理学療法士学会終了2ヶ月内

上記の期間にそって申請から選考・決定、研究発表を進めていきます。

Q.9 応募方法は？

ホームページより申請用紙をダウンロードして、下記申請書提出先まで郵送またはE-mailに貼付して提出してください
提出期限:2025年9月30日 消印有効

【申請書提出先】

〒745-8510 山口県周南市東山町6-28
徳山医師会病院リハビリテーションセンター 長富 章浩
Tel:0834-31-2350 mail:harufuyu777@yahoo.co.jp

Q.10 助成金制度を使った研究は他学会では発表できないの？

助成金制度を利用して行った研究データを使用して中国ブロック学会以外の学会および論文等で公表することは可能ですが(翌年の中国ブロック学会では必ず発表していただく必要があります)、助成金制度を利用した研究であることを必ず明記してください。

Q.11 研究の相談はどこにすればいいの？

2013年度から山口県理学療法士会研究支援部では研究サポート・相談窓口を設置いたしました。助成金制度に関する疑問はもちろん、助成金制度の利用に関わらず、研究の進め方やデータ解析の方法等のご相談に応じますので、下記の間合せ先にご連絡ください。また、今年度より研究支援メンター制度の運用を開始しましたので、是非ご活用ください。

【問い合わせ先】

徳山医師会病院 リハビリテーションセンター 長富 章浩
TEL:0834-32-5363 E-mail:harufuyu777@yahoo.co.jp